

平成20年地方公務員給与実態調査結果の概要 (平成20年4月1日現在)

〔 本年の地方公務員給与実態調査は、5年に1度行う統計法に基づく指定統計調査である。
(指定統計調査以外の年には補充調査を実施) 〕

平成21年3月

総 務 省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当 島田・甘利

電話 03-5253-5551(直)

03-5253-5111(代) (内線 3245、3252)

FAX 03-5253-5553

平成20年地方公務員給与実態調査結果のポイント

ラスパイレス指数(全地方公共団体平均)

○地方公務員の給与水準は、平成16年から5年連続で国家公務員を下回る。

平成20年4月1日現在 98.7 (平成19年4月1日現在 98.5)

〔要因〕

＜ラスパイレス指数の主な上昇要因(対前年度+0.2)＞

給与構造改革の期間中(平成18年度～平成21年度)、国は地域手当等の原資を造成するため、本給の一部を地域手当等に振り替えている(昇給幅を抑制している)が、約7割の地方公共団体は地域手当を設けていないため、本給からの振り替えの必要なし。

→ 地域手当等を含む給与水準が変わらなくても、本給だけを比較するラスパイレス指数は微増。

(注) ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(基本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し、算出したもので、国を100としたものである。

＜参考1＞ 平均給与月額(諸手当を含む)(全職種)

本給だけを比較するラスパイレス指数は微増しているが、諸手当を含む平均給与月額で見れば・・・

○国が増加している一方、地方は減少している。

○地方の方が、平均年齢が高いにもかかわらず、平均給与月額は国を下回っている。

●平均給与月額(国ベース)※

394,608円 (平均年齢 43.1歳)	〔	対前年比 Δ3,773円 (年齢 Δ0.1歳)	〕
		対国家公務員 Δ9,376円 (年齢 +1.5歳)	

＜国家公務員＞

403,984円 (平均年齢 41.6歳)	〔	対前年比 +2,329円	〕
		(年齢 +0.2歳)	

〔理由〕

給与構造改革により、国は基本給が減少する分地域手当等を増加させているが、約7割の地方公共団体は地域手当を設けていないため、平均給与月額は前年よりも大きく減少。

(単位:歳・円)

(単位:歳・円)

全地方公共団体(全職種)			
区分	H19	H20	⑳-⑲
平均年齢	43.2	43.1	Δ 0.1
平均給与月額(※)	398,381	394,608	Δ 3,773
給料月額(本給)	356,288	352,016	Δ 4,272
諸手当(※)計	42,093	42,592	499
手当内訳			
地域手当	16,964	17,562	598
その他の手当	25,129	25,030	Δ 99

国(全職種)			
区分	H19	H20	⑳-⑲
平均年齢	41.4	41.6	0.2
平均給与月額	401,655	403,984	2,329
俸給月額(本給)	342,804	341,027	Δ 1,777
諸手当計	58,851	62,957	4,106
手当内訳			
地域手当	27,253	31,066	3,813
その他の手当	31,598	31,891	293

※ 公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで算出している(国家公務員の地域手当には広域異動手当を含む。)

＜参考2＞ 地域手当補正後ラスパイレス指数(全地方公共団体平均)

○地域手当補正後ラスパイレス指数は、給与構造改革以降、3年連続で国家公務員を下回る。

平成20年4月1日現在 99.1 (平成19年4月1日現在 99.0)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当の要素を加味した給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いてラスパイレス指数を補正したものである。

○団体区分別ラスパイレス指数

区 分	昭和 49.4.1	平成 19.4.1	平成 20.4.1	増 減	
				49→20	19→20
全地方公共 団体平均	110.6	98.5	98.7	△ 11.9	0.2
都道府県	111.3	99.6	99.4	△ 11.9	△ 0.2
指定都市	116.1	101.0	101.6	△ 14.5	0.6
市	113.8	97.9	98.3	△ 15.5	0.4
町村	99.2	93.9	94.2	△ 5.0	0.3
特別区	—	101.9	101.8	—	△ 0.1

※ 昭和49年の全地方公共団体平均（110.6）は過去最高値

※ 昭和49年4月1日現在の全地方公共団体平均は、特別区を含んでいない。

○ 団体区分別地域手当補正後ラスパイレス指数

区 分	平成 19.4.1	平成 20.4.1	19→20
全地方公共団体平均	99.0	99.1	0.1
都道府県	99.7	99.1	△ 0.6
指定都市	101.1	101.6	0.5
市	99.0	99.0	0.0
町村	94.6	94.8	0.2
特別区	101.0	100.5	△ 0.5

(注) 1 実際の地域手当の支給額は、地域ごとの職員構成や異動保障の有無により異なるが、「地域手当補正後ラスパイレス指数」は地域手当の支給率のみで国と比較しているため、実際の支給額で比較した場合と算出結果が異なる。

2 地域手当の算出基礎に管理職手当等を含めていない（国と算出方法が異なる）団体についても、同様の計算式により国と比較している。

○ **最高値** 105.2 千葉県船橋市 (平成19年 104.7 東京都調布市)

※ 地域手当補正後ラスパイレス指数最高値 115.3 東京都瑞穂町
(平成19年 113.4 東京都東久留米市)

○ **最低値** 68.6 北海道夕張市 (平成19年 68.0 北海道夕張市)

○ ラスパイレス指数は、1,858団体中1,603団体（約86%）が100未満である。

○ 地域手当補正後ラスパイレス指数は、1,858団体中1,503団体（約81%）が100未満である。

1 ラスパイレス指数及び地域手当補正後ラスパイレス指数の状況

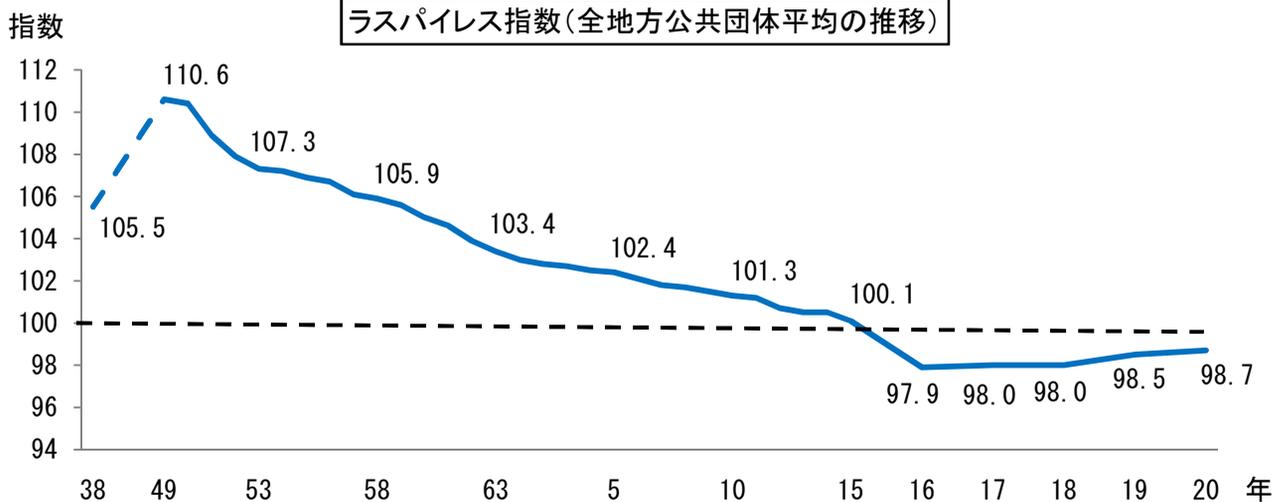
(1) 団体区分別の推移

<第1表 団体区分別ラスパイレス指数(一般行政職)>

区 分	昭和	昭和	平成	平成	平成	増 減	
	49.4.1	63.4.1	10.4.1	19.4.1	20.4.1	49→20	19→20
全地方公共 団体平均	110.6	103.4	101.3	98.5	98.7	△ 11.9	0.2
都道府県	111.3	104.5	103.3	99.6	99.4	△ 11.9	△ 0.2
指定都市	116.1	107.6	104.4	101.0	101.6	△ 14.5	0.6
市	113.8	105.4	102.1	97.9	98.3	△ 15.5	0.4
町 村	99.2	96.8	96.1	93.9	94.2	△ 5.0	0.3
特別区	—	107.0	103.2	101.9	101.8	—	△ 0.1

※ 昭和49年の全地方公共団体平均(110.6)は過去最高値

※ 昭和49年4月1日現在の全地方公共団体平均は、特別区を含んでいない。



<第2表 団体区分別地域手当補正後ラスパイレス指数(一般行政職)>

区 分	平成	平成	平成	増 減	
	18.4.1	19.4.1	20.4.1	18→19	19→20
全地方公共 団体平均	98.8	99.0	99.1	0.2	0.1
都道府県	99.5	99.7	99.1	0.2	△ 0.6
指定都市	100.0	101.1	101.6	1.1	0.5
市	98.9	99.0	99.0	0.1	0.0
町 村	94.3	94.6	94.8	0.3	0.2
特別区	100.5	101.0	100.5	0.5	△ 0.5

(注) 平成18年4月1日以前は地域手当制度なし。

(2) 分布状況の推移

＜第3表 全地方公共団体のラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）＞

区 分	昭和	昭和	平成	平成	平成	増 減	
	49.4.1	63.4.1	10.4.1	19.4.1	20.4.1	49→20	19→20
105以上	1,367	444	79	0	(0.1%) 1	△ 1,366	1
100～105	628	816	825	238	(13.7%) 254	※1 △ 397	16
100未満	1,321	2,055	2,398	1,636	(86.3%) 1,603	282	△ 33
内 訳	95 ～100 90 ～95 90 未満	1,059	1,405	803	(45.2%) 839	※2	36
		627	765	612	(31.3%) 581	282	△ 31
		369	228	221	(9.8%) 183		△ 38
合 計	3,316	3,315	3,302	1,874	(100.0%) 1,858	△ 1,481	△ 16

※1 昭和49.4.1及び49→20の増減には特別区を含まない。

※2 昭和49.4.1及び49→20の増減のラスパイレス指数100未満の内訳については、分離できない。

＜第4表 全地方公共団体の地域手当補正後ラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）＞

区 分	平成	平成	平成	増 減		
	18.4.1	19.4.1	20.4.1	18→19	19→20	
105以上	86	82	(3.2%) 59	△ 4	△ 23	
100～105	264	283	(15.9%) 296	19	13	
100未満	1,540	1,509	(80.9%) 1,503	△ 31	△ 6	
内 訳	95 ～100 90 ～95 90 未満	700	721	(41.2%) 765	21	44
		615	582	(30.3%) 563	△ 33	△ 19
		225	206	(9.4%) 175	△ 19	△ 31
合 計	1,890	1,874	(100.0%) 1,858	△ 16	△ 16	

(3) 都道府県のラスパイレス指数の状況

＜第5表 都道府県のラスパイレス指数＞

都道府県名	平成20年		平成19年	
	指数	高い順	指数	高い順
北海道	92.6	46	90.5	47
青森県	98.3	33	98.2	37
岩手県	98.6	29	100.7	16
宮城県	103.0	3	102.9	2
秋田県	97.7	37	100.8	15
山形県	100.4	17	100.2	20
福島県	98.5	30	99.8	26
茨城県	98.0	34	97.8	38
栃木県	101.5	9	101.4	8
群馬県	101.4	10	101.0	9
埼玉県	102.6	4	102.3	4
千葉県	100.6	15	99.6	27
東京都	104.2	1	104.4	1
神奈川県	102.4	5	102.1	5
新潟県	98.0	34	100.9	11
富山県	98.8	26	96.3	43
石川県	100.7	14	100.9	11
福井県	100.5	16	100.7	16
山梨県	99.7	21	100.0	25
長野県	99.0	25	98.8	35
岐阜県	99.4	23	99.3	30
静岡県	103.7	2	102.7	3
愛知県	101.6	8	101.0	9
三重県	101.1	12	100.2	20

都道府県名	平成20年		平成19年	
	指数	高い順	指数	高い順
滋賀県	99.8	20	98.6	36
京都府	100.3	19	100.2	20
大阪府	98.5	30	97.0	42
兵庫県	98.5	30	100.9	11
奈良県	100.4	17	100.4	18
和歌山県	99.2	24	99.1	33
鳥取県	98.8	26	97.3	40
島根県	92.9	45	92.6	46
岡山県	96.1	40	96.2	44
広島県	97.0	39	100.2	20
山口県	99.6	22	99.3	30
徳島県	92.5	47	100.1	24
香川県	97.5	38	97.5	39
愛媛県	98.0	34	97.1	41
高知県	96.1	40	95.6	45
福岡県	102.0	6	101.5	7
佐賀県	95.7	42	99.5	28
長崎県	101.7	7	101.6	6
熊本県	100.8	13	100.3	19
大分県	101.3	11	100.9	11
宮崎県	98.8	26	99.2	32
鹿児島県	95.1	44	99.1	33
沖縄県	95.2	43	99.5	28

(4) 指定都市のラスパイレス指数の状況

＜第6表 指定都市のラスパイレス指数＞

指定都市名	平成20年		平成19年	
	指数	高い順	指数	高い順
札幌市	100.1	14	99.5	13
仙台市	102.7	4	103.2	1
さいたま市	101.3	12	101.1	11
千葉市	102.3	7	101.8	4
横浜市	103.6	2	103.2	1
川崎市	102.3	7	101.7	6
新潟市	98.1	17	98.3	16
静岡市	103.1	3	101.8	4
浜松市	98.6	15	98.5	15
名古屋市	104.3	1	101.6	7

指定都市名	平成20年		平成19年	
	指数	高い順	指数	高い順
京都市	101.6	10	101.5	8
大阪市	101.8	9	101.4	9
堺市	98.3	16	97.9	17
神戸市	100.5	13	100.7	12
広島市	102.6	5	99.1	14
北九州市	102.6	5	101.4	9
福岡市	101.4	11	102.5	3

(5) 中核市(全39市)のラスパイレス指数の状況

<第7表 中核市(全39市)のラスパイレス指数>

中核市名	平成20年		平成19年	
	指 数	高い順	指 数	高い順
函 館 市	97.8	38	97.2	33
旭 川 市	96.8	39	97.0	34
青 森 市	100.5	23	100.6	11
盛 岡 市	99.6	31	99.3	—
秋 田 市	100.8	18	100.1	21
郡 山 市	101.0	15	100.8	9
い わ き 市	100.4	24	99.5	26
宇 都 宮 市	101.3	10	100.5	15
川 越 市	100.1	28	100.3	18
船 橋 市	105.2	1	104.6	1
柏 市	101.1	13	101.8	—
横 須 賀 市	103.1	4	103.6	2
相 模 原 市	101.8	6	101.0	7
富 山 市	99.4	32	99.0	30
金 沢 市	100.3	26	100.5	15
長 野 市	100.8	18	101.1	5
岐 阜 市	98.1	36	97.5	32
豊 橋 市	99.1	33	99.2	29
岡 崎 市	100.4	24	100.2	19
豊 田 市	101.0	15	100.2	19

中核市名	平成20年		平成19年	
	指 数	高い順	指 数	高い順
高 槻 市	100.2	27	99.5	26
東 大 阪 市	102.7	5	99.3	28
姫 路 市	101.4	9	100.6	11
西 宮 市	103.4	2	100.6	—
奈 良 市	98.0	37	97.0	34
和 歌 山 市	98.8	34	101.4	4
岡 山 市	101.3	10	99.8	24
倉 敷 市	100.1	28	99.9	23
福 山 市	101.1	13	100.0	22
下 関 市	101.6	8	100.6	11
高 松 市	100.9	17	100.6	11
松 山 市	99.8	30	99.8	24
高 知 市	98.5	35	97.9	31
久 留 米 市	100.6	22	100.7	—
長 崎 市	103.2	3	102.9	3
熊 本 市	101.7	7	101.0	7
大 分 市	100.7	20	100.5	15
宮 崎 市	100.7	20	100.8	9
鹿 児 島 市	101.2	12	101.1	5

※盛岡市、柏市、西宮市、久留米市はH20年4月1日に新たに中核市となった団体。

(6) 市区町村（指定都市及び中核市を除く。全1,755団体）のラスパイレス指数の状況

<第8表 市区町村のラスパイレス指数上位20団体及び下位20団体>

(上位団体)

団体名		平成20年		平成19年	
		指数	高い順	指数	高い順
東京都	武蔵野市	104.6	1	104.3	3
静岡県	富士市	104.4	2	103.7	7
東京都	八王子市	104.2	3	102.9	18
東京都	小金井市	104.2	3	101.5	68
東京都	府中市	104.1	5	103.1	12
東京都	国立市	104.1	5	102.7	21
東京都	狛江市	103.9	7	101.4	76
千葉県	成田市	103.6	8	103.4	8
東京都	三鷹市	103.6	8	103.9	6
神奈川県	藤沢市	103.6	8	104.4	2
千葉県	我孫子市	103.5	11	104.1	4
東京都	東久留米市	103.5	11	102.4	31
神奈川県	葉山町	103.5	11	103.0	15
東京都	調布市	103.4	14	104.7	1
福島県	桑折町	103.3	15	102.2	39
東京都	立川市	103.3	15	103.0	15
千葉県	市川市	103.2	17	103.1	12
東京都	昭島市	103.1	18	102.8	19
埼玉県	北本市	103.0	19	101.3	86
静岡県	御殿場市	103.0	19	102.1	42

(下位団体)

団体名		平成20年		平成19年	
		指数	低い順	指数	低い順
北海道	夕張市	68.6	1	68.0	1
大分県	姫島村	71.6	2	70.6	2
長野県	王滝村	73.2	3	74.2	3
北海道	上砂川町	74.4	4	74.9	4
新潟県	粟島浦村	75.4	5	74.9	4
北海道	赤平市	75.5	6	86.2	55
北海道	歌志内市	76.0	7	75.9	6
沖縄県	座間味村	78.5	8	81.5	14
奈良県	野迫川村	80.2	9	79.9	11
奈良県	上牧町	80.3	10	80.8	13
青森県	大鰐町	80.4	11	86.4	63
鹿児島県	与論町	80.5	12	82.7	18
京都府	笠置町	80.6	13	84.2	27
沖縄県	多良間村	80.6	13	79.6	10
岩手県	藤沢町	80.7	15	79.4	9
埼玉県	皆野町	80.9	16	79.9	11
石川県	穴水町	81.1	17	81.6	15
島根県	海士町	81.3	18	77.9	7
石川県	宝達志水町	81.8	19	82.0	16
石川県	中能登町	82.2	20	82.8	20

(7) 都道府県の地域手当補正後ラスパイレース指数の状況

<第9表 都道府県の地域手当補正後ラスパイレース指数>

(単位:%)

都道府県名	地域手当補正後ラス指数				ラスパイレース指数	地 域 手 当		
	H20.4.1現在 ※1	高い順	(制度完成時) ※2	(参 考) H19.4.1現在		団体支給率 H20.4.1現在	国基準の支給率	
						H20.4.1現在 ※1	(制度完成時) ※2	
北海道	92.6	46	(92.6)	90.5	92.6	1.03	1.03	(1.03)
青森県	98.3	30	(98.3)	98.2	98.3	0.00	0.00	(0.00)
岩手県	98.6	27	(98.6)	100.7	98.6	0.00	0.00	(0.00)
宮城県	101.6	6	(101.6)	102.1	103.0	2.18	3.59	(3.59)
秋田県	97.7	34	(97.7)	100.8	97.7	0.00	0.00	(0.00)
山形県	100.4	15	(100.4)	100.2	100.4	0.00	0.00	(0.00)
福島県	98.5	28	(98.5)	99.8	98.5	0.00	0.00	(0.00)
茨城県	96.8	37	(94.5)	97.2	98.0	2.81	4.09	(6.59)
栃木県	100.3	16	(99.3)	100.5	101.5	1.40	2.58	(3.67)
群馬県	101.4	7	(101.4)	100.6	101.4	2.00	2.02	(2.02)
埼玉県	101.4	7	(100.2)	102.1	102.6	5.50	6.76	(8.02)
千葉県	99.8	18	(98.7)	99.7	100.6	5.57	6.39	(7.61)
東京都	103.7	2	(102.1)	104.1	104.2	14.22	14.72	(16.56)
神奈川県	102.4	4	(101.7)	102.6	102.4	10.00	9.95	(10.74)
新潟県	98.0	32	(98.0)	100.9	98.0	0.00	0.00	(0.00)
富山県	96.9	36	(96.9)	96.3	98.8	0.00	1.99	(1.99)
石川県	100.7	14	(100.7)	100.9	100.7	1.99	1.99	(1.99)
福井県	99.9	17	(99.9)	100.4	100.5	1.30	1.87	(1.87)
山梨県	99.4	21	(98.3)	99.8	99.7	2.00	2.28	(3.42)
長野県	98.9	24	(98.9)	98.7	99.0	1.50	1.61	(1.61)
岐阜県	99.1	23	(99.1)	99.3	99.4	1.66	1.99	(1.99)
静岡県	103.5	3	(103.4)	103.4	103.7	4.00	4.16	(4.34)
愛知県	103.8	1	(103.3)	103.5	101.6	10.00	7.71	(8.14)
三重県	101.2	11	(99.9)	100.7	101.1	3.01	2.93	(4.29)
滋賀県	99.6	19	(97.8)	99.7	99.8	4.50	4.67	(6.63)
京都府	101.4	7	(101.2)	101.8	100.3	7.84	6.69	(6.89)
大阪府	97.6	35	(96.5)	96.7	98.5	10.00	10.97	(12.29)
兵庫県	98.4	29	(98.3)	102.7	98.5	5.97	6.13	(6.18)
奈良県	98.1	31	(96.0)	99.4	100.4	3.21	5.61	(7.91)
和歌山県	99.6	19	(99.6)	99.5	99.2	2.26	1.90	(1.90)
鳥取県	98.8	25	(98.8)	97.3	98.8	0.00	0.00	(0.00)
島根県	92.9	45	(92.9)	92.6	92.9	0.00	0.00	(0.00)
岡山県	96.1	38	(96.1)	96.2	96.1	1.68	1.68	(1.68)
広島県	95.4	42	(93.9)	99.1	97.0	2.27	4.01	(5.68)
山口県	99.4	21	(99.4)	99.2	99.6	0.00	0.18	(0.18)
徳島県	92.5	47	(92.5)	100.1	92.5	0.00	0.00	(0.00)
香川県	95.5	41	(95.5)	96.2	97.5	0.00	2.05	(2.05)
愛媛県	98.0	32	(98.0)	97.1	98.0	0.00	0.00	(0.00)
高知県	96.1	38	(96.1)	95.6	96.1	0.00	0.00	(0.00)
福岡県	100.9	12	(100.4)	100.5	102.0	3.59	4.77	(5.24)
佐賀県	95.7	40	(95.7)	99.5	95.7	0.00	0.00	(0.00)
長崎県	101.7	5	(101.7)	101.6	101.7	1.66	1.67	(1.67)
熊本県	100.8	13	(100.8)	100.3	100.8	0.00	0.00	(0.00)
大分県	101.3	10	(101.3)	100.9	101.3	0.00	0.00	(0.00)
宮崎県	98.8	25	(98.8)	99.2	98.8	0.00	0.00	(0.00)
鹿児島県	95.1	44	(95.1)	99.1	95.1	0.00	0.00	(0.00)
沖縄県	95.2	43	(95.2)	99.5	95.2	0.00	0.00	(0.00)

※1 H20.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出した地域手当補正後ラスパイレース指数

※2 制度完成時における国基準の支給率により算出した場合の地域手当補正後ラスパイレース指数
(団体の支給率はH20.4.1現在)

(注) 国においては、給与構造の見直しに伴う俸給水準の引き下げについて、経過措置(現給保障)を設けて段階的に実施することにしており、これと併せて、地域手当の支給率を段階的に引き上げ、平成22年度までに制度を完成させることとしている。

(8) 指定都市の地域手当補正後ラスパイレス指数の状況

<第10表 指定都市の地域手当補正後ラスパイレス指数>

(単位:%)

指定都市名	地域手当補正後ラス指数				ラスパイ レス指数
	H20.4.1現在 ※1	高い順	(制度完成時) ※2	(参 考) H19.4.1現在	
札幌市	100.1	14	100.1	99.5	100.1
仙台市	101.0	11	101.0	101.8	102.7
さいたま市	101.3	10	99.5	102.0	101.3
千葉市	103.2	3	102.3	103.7	102.3
横浜市	102.7	5	102.7	101.4	103.6
川崎市	102.3	7	102.3	101.7	102.3
新潟市	98.1	17	98.1	98.3	98.1
静岡市	103.1	4	103.1	102.8	103.1
浜松市	98.6	15	98.6	99.5	98.6
名古屋市	104.3	1	104.3	101.6	104.3
京都市	101.6	8	101.6	101.5	101.6
大阪市	103.6	2	101.8	104.1	101.8
堺市	98.3	16	98.3	97.9	98.3
神戸市	100.5	13	100.5	100.7	100.5
広島市	100.7	12	97.9	98.2	102.6
北九州市	102.6	6	102.6	101.4	102.6
福岡市	101.4	9	100.5	100.6	101.4

地 域 手 当		
団体支給率 H20.4.1現在	国基準の支給率	
	H20.4.1現在 ※1	(制度完成時) ※2
3.0	3.0	(3.0)
4.2	6.0	(6.0)
10.0	10.0	(12.0)
10.0	9.0	(10.0)
11.0	12.0	(12.0)
12.0	12.0	(12.0)
0.0	0.0	(0.0)
6.0	6.0	(6.0)
3.0	3.0	(3.0)
12.0	12.0	(12.0)
10.0	10.0	(10.0)
15.0	13.0	(15.0)
10.0	10.0	(10.0)
10.0	10.0	(10.0)
5.0	7.0	(10.0)
3.0	3.0	(3.0)
9.0	9.0	(10.0)

※1、※2は都道府県に同じ

(9) 中核市(全39団体)の地域手当補正後ラスパイレス指数の状況

<第11表 中核市(全39団体)の地域手当補正後ラスパイレス指数>

(単位:%)

団体名	地域手当補正後ラス指数				ラスパイレス指数	地 域 手 当		
	H20.4.1現在 ※1	高い順	(制度完成時) ※2	(参 考) H19.4.1現在		団体支給率 H20.4.1現在	国基準の支給率	
						H20.4.1現在 ※1	(制度完成時) ※2	
函 館 市	97.8	38	97.8	97.2	97.8	0.0	0.0	(0.0)
旭 川 市	96.8	39	96.8	97.0	96.8	0.0	0.0	(0.0)
青 森 市	100.5	24	100.5	100.6	100.5	0.0	0.0	(0.0)
盛 岡 市	99.6	30	99.6	99.3	99.6	0.0	0.0	(0.0)
秋 田 市	100.8	21	100.8	100.1	100.8	0.0	0.0	(0.0)
郡 山 市	101.0	20	101.0	100.8	101.0	0.0	0.0	(0.0)
いわき市	100.4	25	100.4	99.5	100.4	0.0	0.0	(0.0)
宇都宮市	101.4	16	99.7	100.6	101.3	4.0	3.9	(5.7)
川 越 市	102.0	10	102.0	104.1	100.1	8.0	6.0	(6.0)
船 橋 市	106.2	2	102.4	107.6	105.2	9.0	8.0	(12.0)
柏 市	103.0	6	103.0	104.7	101.1	8.0	6.0	(6.0)
横須賀市	103.1	5	103.1	103.6	103.1	10.0	10.0	(10.0)
相模原市	104.9	3	102.2	106.0	101.8	10.0	6.7	(9.6)
富 山 市	99.4	31	99.4	99.0	99.4	3.0	3.0	(3.0)
金 沢 市	100.3	26	100.3	100.5	100.3	3.0	3.0	(3.0)
長 野 市	98.8	32	98.8	100.1	100.8	1.0	3.0	(3.0)
岐 阜 市	98.1	36	98.1	97.5	98.1	3.0	3.0	(3.0)
豊 橋 市	102.0	10	102.0	104.1	99.1	6.0	3.0	(3.0)
岡 崎 市	107.2	1	107.2	107.0	100.4	10.0	3.0	(3.0)
豊 田 市	104.8	4	99.2	106.0	101.0	10.0	6.0	(12.0)
高 槻 市	98.4	35	98.4	97.7	100.2	10.0	12.0	(12.0)
東大阪市	102.7	9	102.7	99.3	102.7	10.0	10.0	(10.0)
姫 路 市	102.9	8	102.9	103.5	101.4	4.5	3.0	(3.0)
西 宮 市	101.6	13	101.6	98.8	103.4	10.0	12.0	(12.0)
奈 良 市	98.0	37	95.3	98.8	98.0	7.0	7.0	(10.0)
和歌山市	98.8	32	98.8	101.4	98.8	3.0	3.0	(3.0)
岡 山 市	101.4	16	101.4	99.9	101.3	3.0	2.9	(2.9)
倉 敷 市	100.1	27	100.1	99.9	100.1	0.0	0.0	(0.0)
福 山 市	101.1	19	101.1	100.0	101.1	0.0	0.0	(0.0)
下 関 市	101.6	13	101.6	100.6	101.6	0.0	0.0	(0.0)
高 松 市	99.9	28	99.9	99.6	100.9	2.0	3.0	(3.0)
松 山 市	99.8	29	99.8	99.8	99.8	0.0	0.0	(0.0)
高 知 市	98.5	34	98.5	97.9	98.5	0.0	0.0	(0.0)
久留米市	101.6	13	101.6	101.9	100.6	1.0	0.0	(0.0)
長 崎 市	103.0	6	103.0	102.7	103.2	2.8	3.0	(3.0)
熊 本 市	101.7	12	101.7	101.0	101.7	0.0	0.0	(0.0)
大 分 市	100.7	22	100.7	100.5	100.7	0.0	0.0	(0.0)
宮 崎 市	100.7	22	100.7	100.8	100.7	0.0	0.0	(0.0)
鹿児島市	101.2	18	101.2	101.1	101.2	0.0	0.0	(0.0)

※1、※2は都道府県に同じ

(10) 市区町村（指定都市及び中核市を除く。全1,755団体）の地域手当補正後ラスパイレス指数の状況

<第12表 市区町村の地域手当補正後ラスパイレス指数上位20団体>

(単位：%)

団体名	地域手当補正後ラス指数					ラスパイレス指数	地 域 手 当		
	H20.4.1現在 ※1	高い順	(制度完成時) ※2	(参 考) H19.4.1現在	団体支給率 H20.4.1現在		国基準の支給率		
							H20.4.1現在 ※1	(制度完成時) ※2	
東京都瑞穂町	115.3	1	115.3	113.0	102.5	12.5	0.0	(0.0)	
東京都東久留米市	113.9	2	111.8	113.4	103.5	14.5	4.0	(6.0)	
東京都羽村市	112.4	3	110.3	112.8	102.1	14.5	4.0	(6.0)	
神奈川県南足柄市	112.4	3	112.4	111.7	102.9	9.2	0.0	(0.0)	
神奈川県開成町	111.5	5	111.5	110.7	101.4	10.0	0.0	(0.0)	
東京都奥多摩町	110.9	6	110.9	110.4	98.6	12.5	0.0	(0.0)	
東京都武蔵村山市	110.5	7	110.5	111.6	100.7	13.0	3.0	(3.0)	
東京都東大和市	109.9	8	105.9	110.3	101.7	14.5	6.0	(10.0)	
神奈川県寒川町	108.6	9	108.6	109.8	98.7	10.0	0.0	(0.0)	
千葉県君津市	108.2	10	108.2	108.5	100.2	8.0	0.0	(0.0)	
神奈川県綾瀬市	107.8	11	107.8	108.3	100.9	10.0	3.0	(3.0)	
東京都福生市	107.4	12	101.8	109.2	102.2	14.5	9.0	(15.0)	
神奈川県葉山町	107.4	12	107.4	106.9	103.5	10.0	6.0	(6.0)	
静岡県富士市	107.4	12	107.4	107.8	104.4	6.0	3.0	(3.0)	
千葉県市原市	106.9	15	104.8	108.3	102.9	8.0	4.0	(6.0)	
東京都三鷹市	106.9	15	106.9	105.8	103.6	13.5	10.0	(10.0)	
東京都日の出町	106.9	15	106.9	107.3	95.0	12.5	0.0	(0.0)	
神奈川県愛川町	106.9	15	106.9	106.6	97.2	10.0	0.0	(0.0)	
千葉県佐倉市	106.8	19	104.7	108.3	102.8	8.0	4.0	(6.0)	
東京都小平市	106.8	19	102.9	106.2	100.7	14.5	8.0	(12.0)	

※1、※2は都道府県に同じ

2 平均給与月額

<第13表 職種別平均給与月額(全地方公共団体)>

(単位:歳・円)

職種区分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)	国家公務員			
						平均年齢	平均俸給月額	平均給与月額	
全職種	43.1 (43.2)	352,016 (356,288)	84,592 (85,430)	436,608 (441,718)	394,608 (398,381)	41.6 (41.4)	341,027 (342,804)	403,984 (401,655)	
内訳	一般行政職	43.7 (43.7)	345,427 (349,469)	79,839 (83,838)	425,266 (433,307)	390,432 (394,168)	41.1 (40.7)	325,113 (325,724)	387,506 (383,541)
	技能労務職	47.0 (46.8)	322,142 (324,414)	60,909 (61,486)	383,051 (385,900)	359,968 (361,455)	48.9 (48.8)	284,679 (287,094)	320,623 (320,514)
	高等学校教育職	44.6 (44.4)	397,000 (401,586)	69,746 (69,239)	466,746 (470,825)	436,112 (440,322)	—	—	—
	小・中学校教育職	43.8 (43.8)	382,959 (388,212)	62,029 (61,726)	444,988 (449,938)	420,430 (425,472)	—	—	—
	警察職	40.3 (40.7)	338,245 (344,824)	145,308 (148,223)	483,553 (493,047)	383,901 (390,204)	41.7 (42.0)	327,391 (332,446)	377,402 (379,710)

(注)1 平均給料月額とは、給料の調整額及び教職調整額を含むものであり、諸手当月額は、月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものである(期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当は含まない。)

2 平均給与月額とは、平均給料月額と月ごとに支払われることとされている全手当の額を合計したものであり、平均給与月額(国ベース)とは、公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 高等学校教育職には、特別支援学校、専修・各種学校を含み、小・中学校教育職には幼稚園を含む。

4 国家公務員については、一般行政職は行政職俸給表(一)、技能労務職は行政職俸給表(二)、警察職は公安職俸給表(一)の数値である。

5 ()内は、平成19年の数値である。

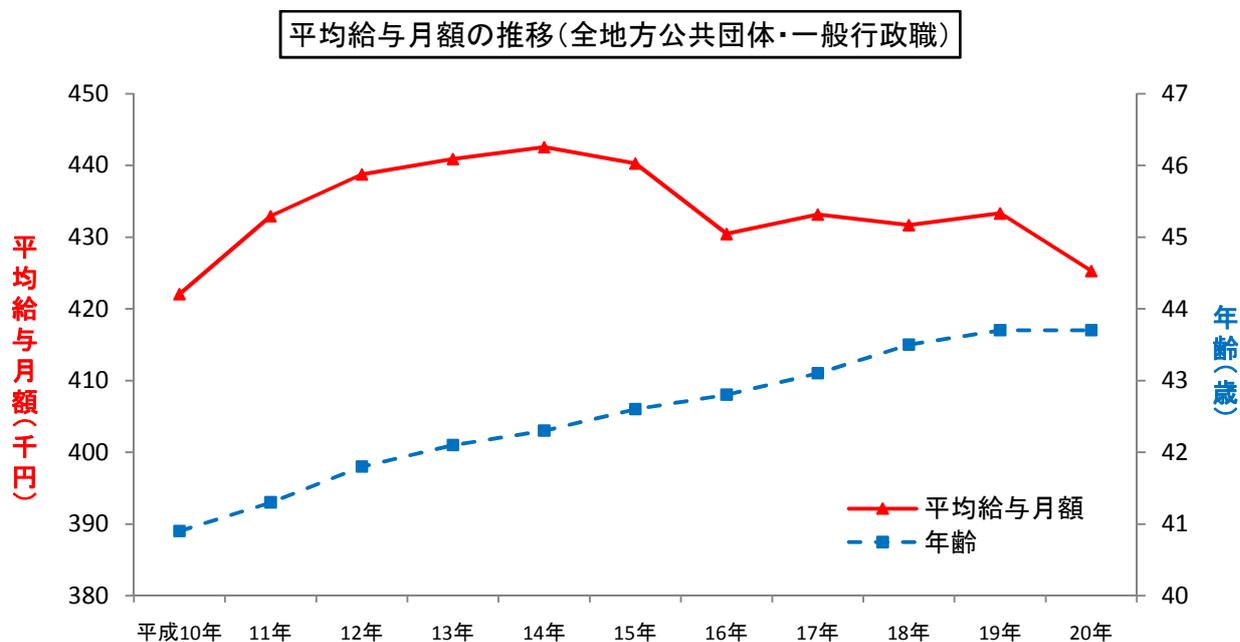
<第14表 団体区分別平均給与月額(一般行政職)>

(単位:歳・円)

団体区分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
全地方公共団体	43.7	345,427	79,839	425,266	390,432
都道府県	43.7	348,999	82,899	431,898	391,069
指定都市	43.4	354,883	119,475	474,358	421,890
市	43.8	344,593	74,191	418,784	388,080
町村	43.3	326,771	44,746	371,517	357,090
特別区	44.2	355,590	115,672	471,262	427,355
国	41.1	325,113	62,393	—	387,506

(注) 1 平均給料月額、諸手当月額、平均給与月額、平均給与月額(国ベース)は第13表に同じ。

2 国の欄は、行政職俸給表(一)の数値である。



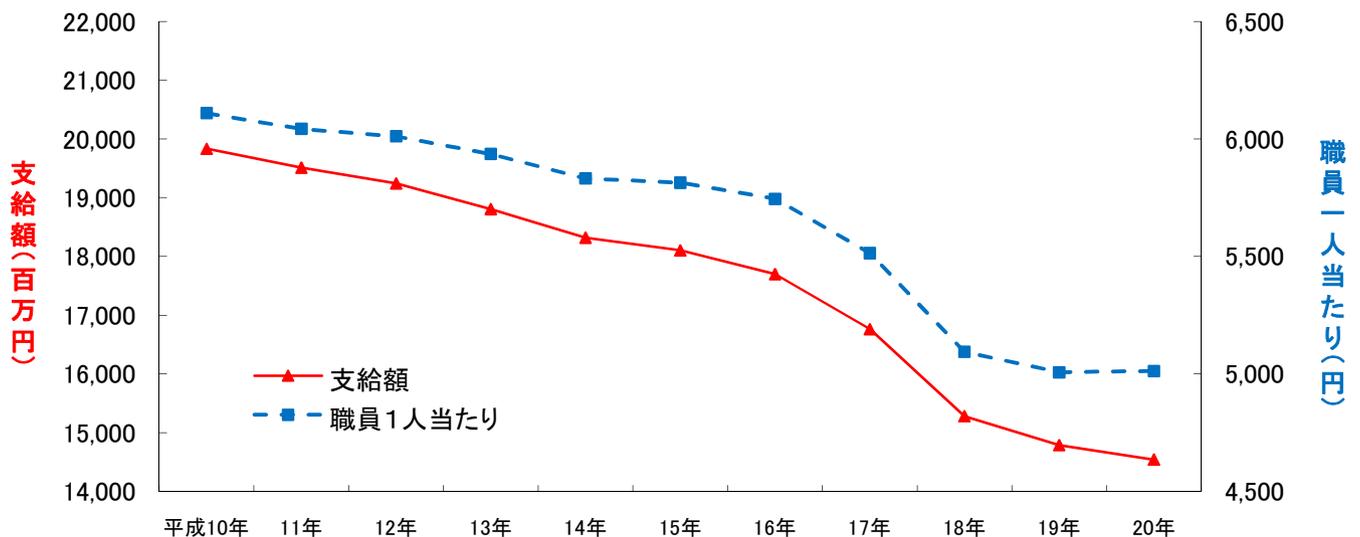
3 特殊勤務手当

<第15表 団体区別特殊勤務手当(4月分支給額・職員1人当たり)>

(各年4月分)

団体区分	平成10年		平成19年		平成20年		19 → 20	
	支給額	職員1人当たり	支給額	職員1人当たり	支給額	職員1人当たり	支給額	職員1人当たり
	(百万円)	(円)	(百万円)	(円)	(百万円)	(円)	(百万円)	(円)
全地方公共団体	19,832	6,109	14,782	5,006	14,537	5,011	△ 245	5
都道府県	7,666	4,500	6,266	3,958	6,172	3,946	△ 94	△ 12
指定都市	3,210	12,942	1,239	4,990	1,167	4,813	△ 72	△ 177
市	5,516	7,627	5,289	6,720	5,167	6,710	△ 122	△ 10
町村	1,370	3,710	595	3,559	606	3,774	11	215
特別区	291	3,755	79	1,177	77	1,167	△ 2	△ 10

特殊勤務手当 4月分支給額・職員1人当たりの推移



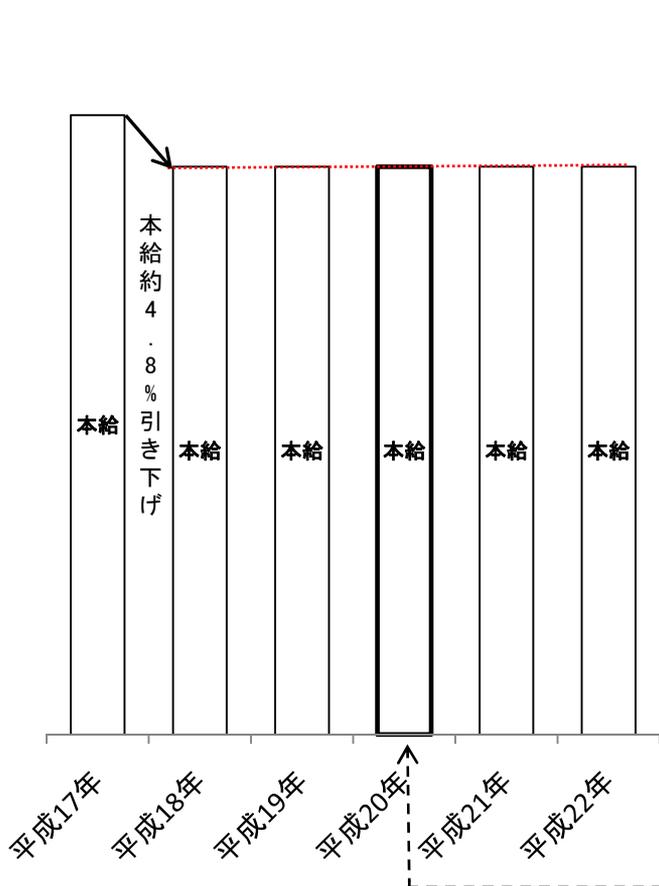
【参考】一人当たり支給額の多い職種(全地方公共団体)

	職員数 (人)	1人当たり 支給額(円)	手当の例
医師・歯科医師 職	16,797	193,552	・緊急診療手当(緊急の診療業務のため、勤務時間外に待機を命ぜられ、緊急業務に従事したとき)など
看護・保健職	119,857	14,044	・救急呼出手当(勤務時間外に救急業務に従事したとき)など
警察職	252,917	9,562	・銃器犯罪捜査従事手当(銃器を使用した犯人等の逮捕業務)、 ・爆発物処理作業手当(爆発物の回収、解体、爆破等の業務)など
消防職	155,621	6,029	・消防業務手当(火災その他災害等の現場に出動した場合)、 ・緊急出勤手当(緊急の業務のため出勤した場合)など

※ 一般行政職(882,697人)の1人当たり平均支給額は506円。

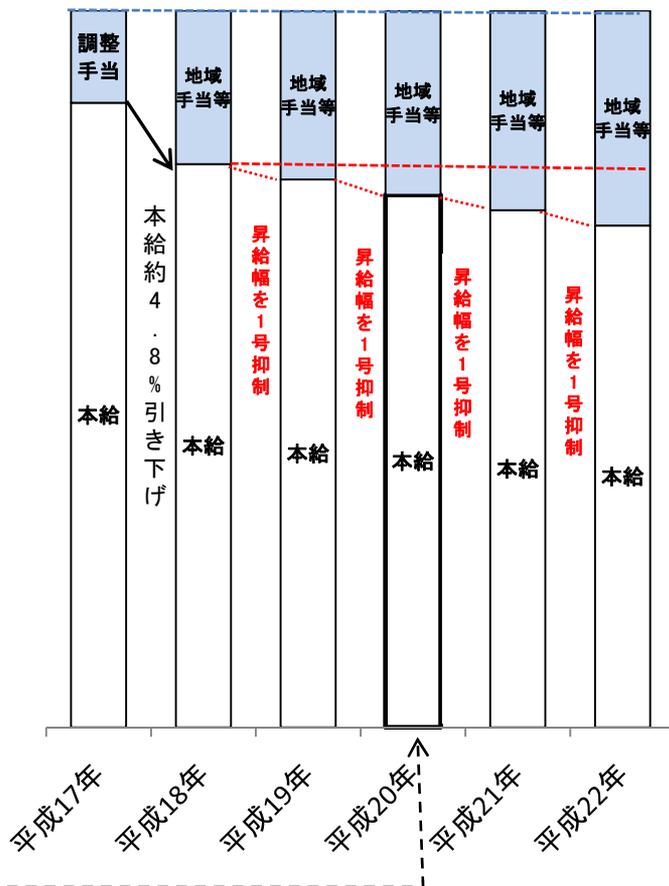
地域手当の有無による給与総額の違い(イメージ)

地域手当なし
(地方公共団体の約7割)



地域手当あり
(国)

昇給幅の抑制(標準4号→3号)により、
地域手当等の原資を造成。



ラスパイレース指数は、本給のみを比較

- ※1 給与改定等による給与総額の増減は勘案していない。
- ※2 現給保障措施の影響は勘案していない。

地方公共団体全体では、地域手当のない団体が多いため、本給(俸給、給料)を比較するラスパイレース指数が高くなる。

<参考2>

地域手当補正後ラスパイレス指数

国家公務員と比較した地方公務員の給与水準は、前者の俸給と後者の給料との比較である「ラスパイレス指数」により把握される。

平成18年度から国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を参考として算出している。

【算出方法】 地域手当補正後ラスパイレス指数 =

$$\text{補正前のラスパイレス指数} \times \frac{1 + \text{当該団体の地域手当支給率}}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}}$$

- (注) 1 実際の地域手当の支給額は、地域ごとの職員構成や異動保障の有無により異なるが、「地域手当補正後ラスパイレス指数」は地域手当の支給率のみで国と比較しているため、実際の支給額で比較した場合と算出結果が異なる。
- 2 地域手当の算出基礎に管理職手当等を含めていない（国と算出方法が異なる）団体についても、上記の計算式により国と比較している。

(例)

A市

ラスパイレス指数：98.0

地域手当支給率：**3%**

国の指定基準に基づく地域手当支給率：3%

A市の地域手当補正後ラスパイレス指数

$$= 98.0 \times (1 + 0.03) / (1 + 0.03) = \mathbf{98.0}$$

B市

ラスパイレス指数：98.0

地域手当支給率：**10%**

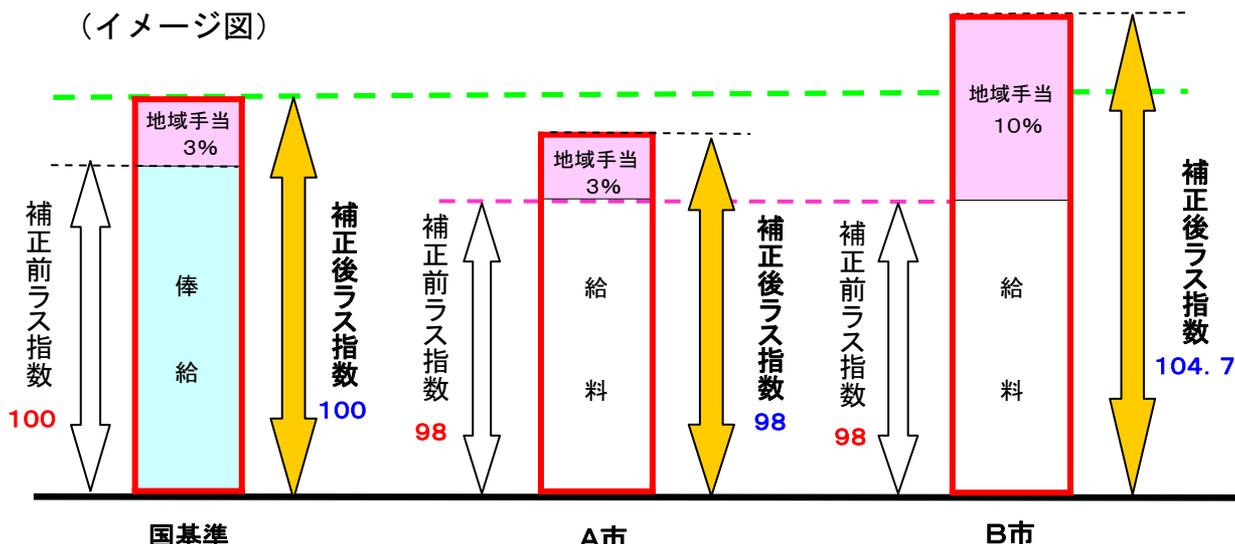
国の指定基準に基づく地域手当支給率：3%

B市の地域手当補正後ラスパイレス指数

$$= 98.0 \times (1 + 0.1) / (1 + 0.03) = \mathbf{104.7}$$

→ ラスパイレス指数が同じ団体でも、地域手当を加味してみると、国家公務員と比較した給与水準が異なる場合がある。

(イメージ図)



<参考3>

平均給与月額及び平均給料月額(技能労務職)

○ 平均給与月額

<平均給与月額(国ベース)>

359,968円
(平均年齢 47.0歳)

〔 対前年比 $\Delta 1,487$ 円 (年齢 +0.2歳)
対国家公務員 +39,345円 (年齢 $\Delta 1.9$ 歳) 〕

<平均給与月額(全手当含む)>

383,051円

〔 対前年比 $\Delta 2,849$ 円 〕

○ 平均給料月額

322,142円

〔 対前年比 $\Delta 2,272$ 円
対国家公務員 +37,463円 〕

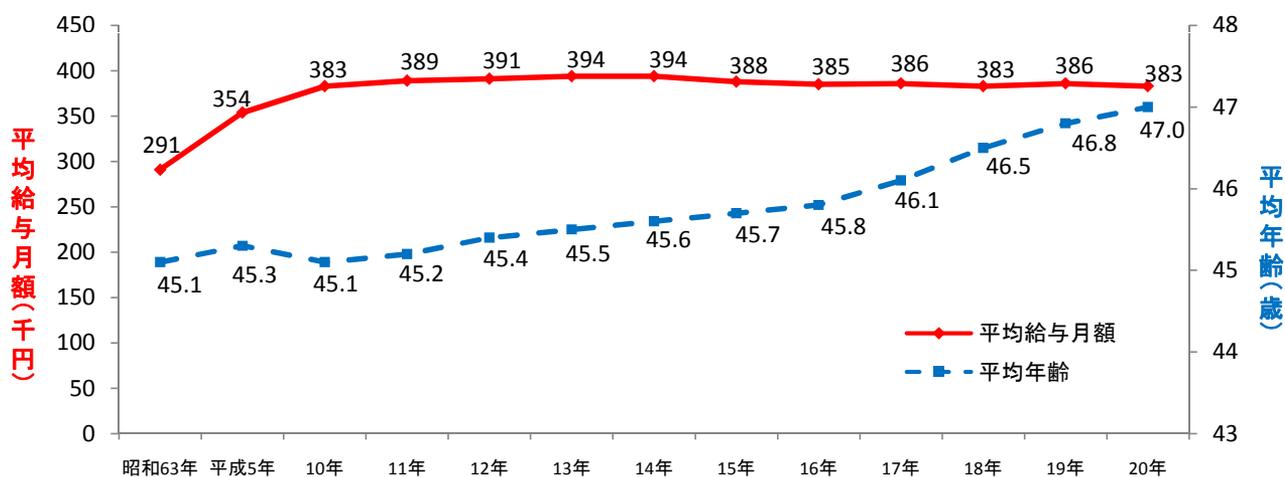
○ 職員数

162,840人

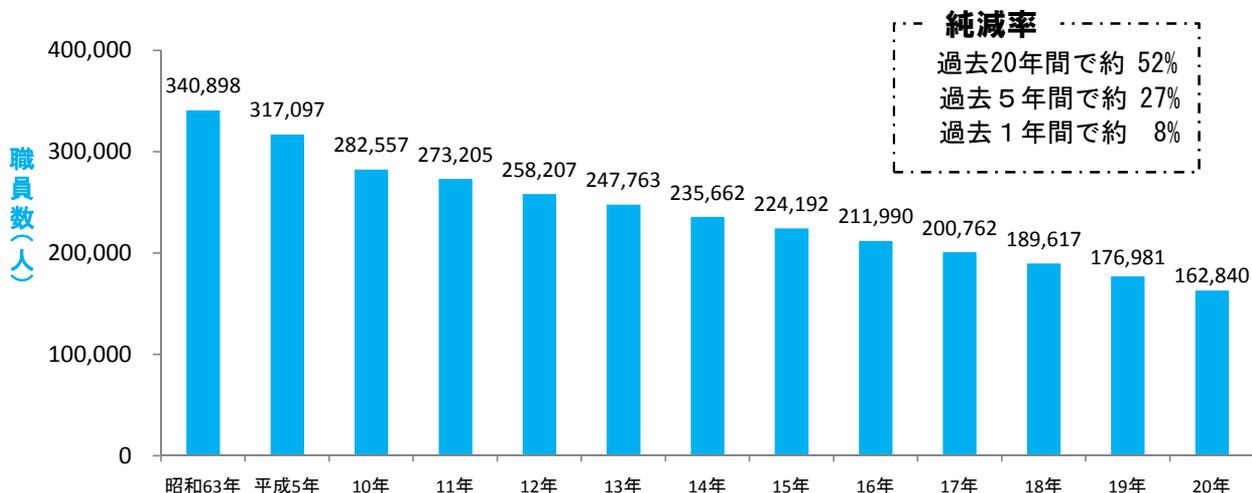
〔 対前年比 $\Delta 14,141$ 人 〕

※ 技能労務職には、清掃職員等国の行政職俸給表(二)には無い職種があることに留意が必要。

○ 技能労務職の平均給与月額・平均年齢の推移



○ 技能労務職の職員数の推移



<参考3>-2

○ 技能労務職 団体区分別職種別平均給与月額

(単位:歳・円)

団体区分	清掃職員		学校給食員		用務員		自動車運転手	
	年齢	平均給与月額	年齢	平均給与月額	年齢	平均給与月額	年齢	平均給与月額
全地方公共団体	44.8	425,782	47.4	343,813	49.1	374,020	49.1	401,397
都道府県	47.0	497,047	50.0	373,890	50.2	382,681	48.5	395,556
指定都市	44.5	457,286	45.8	357,116	47.2	401,356	49.5	461,963
市	45.0	410,759	47.4	344,578	49.0	362,685	49.3	405,898
町村	46.1	338,779	48.9	292,883	50.5	299,338	50.2	349,635
特別区	44.0	463,810	48.5	386,732	50.0	404,608	50.8	469,893

<参考>

(単位:歳・千円)

対応する民間の類似職種	廃棄物処理業従業員	調理士	用務員	自家用乗用自動車運転者				
民間(全国平均)	43.6	299.7	41.7	255.8	53.9	225.9	53.7	262.7

(単位:歳・円)

団体区分	守衛		電話交換手		その他の技能労務職		バス事業運転手	
	年齢	平均給与月額	年齢	平均給与月額	年齢	平均給与月額	年齢	平均給与月額
全地方公共団体	48.8	446,930	48.9	391,366	46.6	373,781	45.3	462,506
都道府県	46.7	411,505	48.0	383,810	47.2	393,410	44.8	460,534
指定都市	47.2	474,733	49.2	425,771	44.6	410,621	45.8	482,978
市	45.4	430,530	50.5	399,788	46.8	361,528	44.7	413,560
町村	—	—	50.3	306,969	48.0	295,557	47.0	326,167
特別区	53.8	487,851	53.1	446,055	49.1	408,980	—	—

<参考>

(単位:歳・千円)

対応する民間の類似職種	守衛	内線電話交換手	—	営業用バス運転者				
民間(全国平均)	57.8	249.9	41.4	213.2	—	—	46.0	309.9

(注)1 民間データは「賃金構造基本統計調査」の数値である。

(平成17年～19年の3ヶ年平均(内線電話交換手については平成14年～16年の3ヶ年平均))

2 「対応する民間の類似職種」については、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 数値のない欄については「ハイフン(—)」としている。

<参考4>

給与制度・運用の適正化状況

平成19年度において、給料表の是正等給料の水準是正のための措置を講じた団体は延べ116団体、また諸手当や退職手当の是正を行った団体は延べ618団体であった。

○ 平成19年度における給与適正化等の状況

(単位:団体数)

区 分	昇給延伸	初任給基準 の 是 正	運用昇短 の 是 正	わたり の是正	給料表 の是正	高齢層職員の 昇給停止等	最高・枠外昇給の 昇給期間の是正	小 計 (A)
都道府県	0	2	0	0	0	0	0	2
指定都市	0	3	0	1	0	0	2	6
市 区	3	29	5	12	21	0	14	84
町 村	0	7	2	3	7	0	5	24
計	3	41	7	16	28	0	21	116

区 分	諸手当の是正	退職手当 の 是 正	小 計 (B)	合 計 (A) + (B)
都道府県	28 (24)	0	28	30
指定都市	8 (4)	0	8	14
市 区	236 (156)	79	315	399
町 村	162 (90)	105	267	291
計	434 (274)	184	618	734

(注)1 合計の団体数は延べ数である。

2 諸手当の是正の内数は特殊勤務手当の是正団体数である。

3 退職手当の是正には、退職時特別昇給制度の是正を含む。

<参考5>

給与削減措置の状況(平成20年4月1日現在)

1,858団体中1,139団体(61.3%)が、独自の給与削減措置を実施し、年額1,664億円を削減。

○都道府県・指定都市における一般職の給料削減の状況

(平成20年4月1日現在)

削減率の最高値	給料削減を実施している地方公共団体(削減率)
8%～	北海道(9～7.5%)、徳島県(10～7%)、島根県(10～6%)、鹿児島県(10～5%)
5%～8%未満	青森県(6～2%)、岩手県(6～2%)、福島県(5～2.2%)、茨城県(5～3.5%)、新潟県(5～3%)、滋賀県(6～1.5%)、兵庫県(7～2.5%)、岡山県(6～2.8%)、広島県(7.5～3.75%)、香川県(5～1%)、愛媛県(6～2.6%)、高知県(5～2%)、佐賀県(6～4%)
3%～5%未満	秋田県(4～2%)、千葉県(3～1.3%)、富山県(4～1%)、山梨県(4%)、奈良県(4～1.5%)、沖縄県(3%)、千葉市(3～1%)
2%～3%未満	京都府(2%)、大阪府(2%)、和歌山県(2～1%)、名古屋市(2～1%)